

# 個別療育利用までの流れ

個別療育を利用する手順は以下になります。

- ①療育センターでアセスメントをうけて頂きます。
- ②通所受給者証を取得していただき、おおとり園と契約後に個別療育となります。

## 電話で申込み

- ①アセスメントを受けるための予約をお電話でお申込みください。この時に気になる事などもお聞きいたします。

## アセスメント

- ・親面接
- ・発達検査、行動観察

- ②発達について心配なこと、生育歴、日常生活の様子などについてお話をうかがいます。子供の発達検査、行動観察などを行います。

## 結果の説明

- ③3回ほどのアセスメントを受けていただいた後にアセスメント結果の説明をさせていただきます。結果説明をうけて個別療育を希望される場合は通所受給者証を取得していただきます。

- ④市町村窓口で、「**通所受給者証**」の発行手続きをします。

※すでに「通所受給者証」をお持ちの方はその旨を担当者にお伝えください。

- ⑤おおとり園と利用契約をして個別療育、希望により保育所等訪問支援の開始となります

### 個別療育

アセスメント結果に基づいて個別療育計画を立て、専門職による個別療育を行います。

利用回数は概ね月1回程度です。  
利用期間は、子供の状況や目標等によって設定し、一定期間で見直しをします。

### 保育所等への訪問

ご希望により、保育所や小学校等を訪問し、先生方と子供の理解や支援のポイントを共有します。

## 対象児

発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

- ※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。
- ※埼玉県内（さいたま市を除く）にお住まいの方に限ります。
- ※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方は対象外です。

## 利用料

アセスメント…結果説明時に1000円かかります

個別療育…児童福祉法に基づく自己負担がかかります（1回1,000円前後）。

- \* 所得に応じて1か月あたりの上限額が定められています。
- \* 満3歳の4月1日から3年間は無償化されています。